連続座談会ニュース

第 31 回

相談会 勉強会

管理組合の会計 これだけは知っておきたい

本日みなさんで解いた「マンション検定」基礎(会計編)の 結果はいかがでしたか?

この「マンション検定」は、マンションにお住いであれば 7割をメドに正解できることを想定した、常識の範囲で対応 できる程度のレベルだそうです。

「解答」を欲しい方はお申し出ください。

10部位を印刷して次回に持参いたします。

来月もまた「マンション検定」基礎の(法律編)をやる予定です。

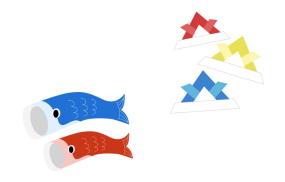


7割できても何の特典もありません(笑)が、「賢いマンション暮らし」のための"脳トレ"として楽しんでください。

★管理組合では収支予算は必ず策定する必要あり

予算は決算と対比して、その差異を分析することにより予算通りに効率よくお金を使うことができたのか(予算執行の良否)予算通りにお金を使わなかった場合は、誰がそんな風にお金を使うのを指示したのかを調べられるというメリットもあります。

事業計画の達成状況を評価して次期予算編成の参考とし、収支のバランスを考えて必要な 措置を図ることが可能となるのです。



お詫びと訂正

今回のテキストの下方のカッコ内の1行目、 規約に「管理費の余剰金は翌年の<u>管理費</u>に 充当」~~

⇒「<u>管理費</u>は間違いで、<u>積立金</u>に訂正」と 言いましたが原文のままで正しいです。 お詫びして訂正いたします。

今回は写真を撮るのを忘れました。

